

平成 21 年 5 月 20 日

各 位

会 社 名 株式会社 ヨ シ タ ケ
 代表者の役職名 取締役社長 山 田 哲
 (コード番号 6488)
 問合せ先責任者 経理部長 島 勝 彦
 電話番号 052-881-7146(代)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 26 日に開催予定の当社第 66 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」という)の施行に伴い、現行定款に以下のとおり変更を行うものであります。

- (1) 決済合理化法附則第 6 条の定めにより、当社は株券電子化の施行日(平成 21 年 1 月 5 日)において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、当社定款第 7 条(株券の発行)および第 10 条(单元未満株券の不発行)を削除するものであります。
- (2) 「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、当社定款規定のうち、実質株主および実質株主名簿に関する文言の削除および修正を行うものであります。
- (3) 株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。
- (4) その他、必要な規定および文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更箇所)

現行定款	変更案
<u>(株券の発行)</u> 第 7 条 当会社は、株式に係る株券を <u>発行する。</u> 第 8 条～第 9 条 (略)	(削除) 第 7 条～第 8 条 (現行どおり)

現行定款	変更案
<p>(<u>单元未満株券の不発行</u>) <u>第10条</u> 当社は、<u>单元未満株式に係る株券を発行しない。</u></p> <p>(单元未満株式についての権利) <u>第11条</u> 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1.会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2.会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3.株主の保有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(株主名簿管理人) <u>第12条</u> 当社は、株主名簿管理人を置く。 ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。 ③ <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社において</u>は取扱わない。</p>	<p>(削除)</p> <p>(单元未満株式についての権利) <u>第9条</u> 当社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1.会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2.会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3.株主の保有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(株主名簿管理人) <u>第10条</u> 当社は、株主名簿管理人を置く。 ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第<u>13</u>条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款のほか、取締役会で定める株式取扱規則による。</p> <p>第<u>14</u>条～第<u>40</u>条 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第<u>11</u>条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料、<u>株主の権利行使に際しての<u>手続等</u></u>については、法令または定款のほか、取締役会で定める株式取扱規則による。</p> <p>第<u>12</u>条～第<u>38</u>条 (現行どおり)</p> <p><u>附則</u></p> <p>第<u>1</u>条 当会社の株券喪失登録簿は、<u>株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。</u></p> <p>第<u>2</u>条 当会社の株券喪失登録簿への<u>記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>第<u>3</u>条 本附則第1条乃至本条は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</p>

以上